

伊藤 眞『会社更生法』(ISBN : 978-4-641-13618-2) 補訂情報

本書刊行後の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同法律第 91 号)にもとづく補訂情報を公開いたします。なお、補訂情報の内容は、補訂内容の概要(第 1 章第 3 節第 4 項 3)および補訂部分が多い「第 8 章 更生計画」における実質的加筆修正部分であり、各章で引用する会社更生法および会社法の条文の追加や変更、用語の追加や変更は含んでおりません。

第 1 章 会社更生法への招待

■31 頁 5 行目「……形式的な規定の整備がなされている³⁴⁾。」の後に、以下の項目を加える。

3 会社更生法の平成 26 年改正

平成 26 年 6 月、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)とともに、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同法律第 91 号。整備法という)が成立・公布され、整備法の対象の一つとして会社更生法の改正がなされた。その内容は多岐にわたるが、概要は以下のようなものである³⁵⁾。

第 1 は、会社の組織の基本的事項にかかわるものであり、監査等委員会設置会社の制度が新設されたこと(会社 2⑩の 2)にともない、更生会社が監査等委員会設置会社となる場合などにおいて更生計画に定めるべき事項などに関する改正である(173 I ③・211 I・183⑧⑩・66 II)。

第 2 は、払込み等を仮装した募集株式等の引受人等の責任が明らかにされたこと(会社 213 の 2・213 の 3 など)にともない、その責任を負う更生会社の役員等の責任を保全するための保全処分の被保全債権に役員等に対する支払請求権を追加するなどの改正である(99 I ②・215 VI・216 VI・225 VI など)。

第 3 は、親会社による子会社の株式等の譲渡について株主総会の特別決議による承認を受けなければならないとの規定が設けられたこと(会社 467 I ②の 2・309 II ⑩)にともない、更生手続における事業等の譲渡(事業の全部または重要な一部の譲渡および一定の子会社株式等の譲渡を意味する)についての規定の改正である(46 I)。

第 4 は、いわゆるキャッシュ・アウトの機動的な実行を可能にするために、特別支配株主による株式売渡請求の制度が創設されたこと(会社 179 I)などにともない、更生会社の承認(会社 179 の 3)にかかる売渡株式の特別支配株主による取得を更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止対象に追加する(45 I ①)一方で、更生計画において売渡株式の取得を定める場合の条項など(167 II・174 の 3・

³⁵⁾ 詳細については、深山卓也「平成 26 年会社法改正に伴う会社更生法の整備について」民事手続の現代的使命・伊藤眞先生古稀祝賀論文集 1139 頁(2015 年)参照。同論文 1155 頁では、改正の内容を①改正会社法において新設された行為を更生計画で行うことを可能にするための規定の整備、②改正会社法が利害関係人の保護を図るために新設した規定について、更生計画で行う場合には、その適用を排除する規定の整備の 2 つに分けている。本文の記述でいえば、第 1 ないし第 4 が①に属し、第 5 ないし第 7 が②に属する。

177の2Ⅱ・214の2)を設ける改正である。

第5は、株式の併合に関して株主の利益を保護する観点から一定の規律が設けられたこと(会社182の2~182の4・182の6)にともない、更生計画の定めによって株式の併合をする場合には、それらの規律のうちの一部の適用を排除する改正である(211の2)。

第6は、いわゆる略式組織再編、すなわち特別支配会社による吸収合併等で会社法が定める手続が簡略化されているもの(会社784Ⅰ)以外の通常の組織再編についても株主の差止請求が認められたこと(会社784の2・796の2・805の2)にともない、更生計画の定めによって組織再編をする場合には、その適切性が確保されていることから、差止請求に関する会社法の規定の適用を排除する改正である(220ⅡⅤⅥなど)。

第7は、詐害的会社分割・事業譲渡について、一定の要件の下に残存債権者の承継会社等に対する債務履行請求権を認める規定が設けられたこと(会社759Ⅳ・761Ⅳ・764Ⅳ・766Ⅳ)にともない、更生計画の定めによって会社分割をする場合には、それらの規律の適用を排除する改正である(222Ⅱ・223Ⅱ)。

第8章 更生計画

■565頁 表題「イ 委員会設置会社における取締役および各委員会の委員を定める場合」を「ウ 指名委員会等設置会社における取締役および各委員会の委員を定める場合」に改め、その直前に、以下の項目を加える。

※下線は修正部分を示す。以下同じ。

イ 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役を定める場合

更生会社が更生計画認可の時において監査等委員会設置会社となる場合における更生会社の取締役に關する条項としては、監査等委員(会社38Ⅱ)である取締役およびそれ以外の取締役ならびに代表取締役の指名またはその選任もしくは選定の方法および任期を定めなければならない(173Ⅰ柱書・③)。選任、選定および任期の意義は、ウで述べるのと共通である。

■574頁 表題「イ 募集株式を引き受ける者の募集」を「ウ 募集株式を引き受ける者の募集」に改め、その直前に、以下の項目を加える。

イ 株式等売渡請求にかかる売渡株式等の取得

いわゆるキャッシュ・アウトの機動的な実行を可能にするために、特別支配株主による株式売渡請求の制度が創設された(会社179Ⅰ)。これは、更生会社自身の行為ではないが、更生会社の承認(会社179の3)を通じて行われる点で更生会社自身の行為に準ずるものであり、かつ、更生会社の株主構成の変更によって事業の再生の方向性などや利害関係人の利益に重大な影響を与えるものである。そこで、会社更生法の平成26年改正は、更生会社の発行する売渡株式等についての株式等売渡請求にかかる売渡株式等の特別支配株主による取得を更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止対象に追加した(45Ⅰ

①)。

他方、更生計画において売渡株式の取得を定める場合の条項を定めることができる(167Ⅱ)ことを受けて、その条項において定めるべき事項が法定されている(174の3柱書)。すなわち、特別支配株主(会社179Ⅰ)の氏名または名称および住所(174の3①)、会社法179条の2第1項各号に掲げる事項(同②)、売渡株式の取得に際して更生債権者等に対して金銭を交付する場合の金銭の額またはその算定方法(同③)およびその金銭の割当てに関する事項(同④)である。

なお、会社更生法は、株式等売渡請求にかかる売渡株式等の取得に関し、売渡株主等の保護を図るために、事前開示手続(会社179の5)、売渡株主等による差止請求(会社179の7)および売買価格の決定の申立て(会社179の8)の適用を排除する(214の2)。これは、会社法の規定の適用を排除する他の会社更生法の規定の場合と同様に、更生計画による売渡株式等の取得については、裁判所の認可などを経るところから、これらの会社法の規定によって売渡株主等の保護を図る必要性に乏しいと判断されたためである。

■597頁 11行目「……定めなければならない。」の直後に、以下の記述を加える。

また、新会社が監査等委員会設置会社である場合には設立時監査等委員(会社38Ⅱ)である設立時取締役またはそれ以外の設立時取締役のいずれであるかの別を定めなければならない。

■598頁 7行目「……定めなければならない。」の後に、以下の段落を加える。

その際には、新会社が監査等委員会設置会社である場合には設立時監査等委員(会社38Ⅱ)である設立時取締役(監査等委員である取締役)またはそれ以外の設立時取締役(それが以外の取締役)とを区別しなければならない。

■659頁 17行目「……遂行をすることができる。」の直後に、以下の記述を加える。

また、更生会社の取締役等は、報酬等(会社361Ⅰ)を請求することができるが(66Ⅰ但書)、その場合における個人別の報酬等の内容は、会社法の規定にかかわらず、管財人が、裁判所の許可をえて定める(66Ⅱ)。

■661頁 3行目「……同様のところに求められる。」の直後に、以下の記述を加える。

売渡株式等の取得の無効の訴え(会社846の2Ⅱ)についても、同様である。

■662 頁 表題「2 資本金または準備金の額の減少に関する特例」を「3 資本金または準備金の額の減少に関する特例」に改め、その直前に、以下の項目を加える。

2 株式の併合に関する特例

更生計画において株式の併合を定める必要性およびその定めの内容は、先に述べた通りであるが（本書 573 頁）、会社法は、平成 26 年改正において、株主の利益を保護するために、株主に対する事前開示（会社 182 の 2）、株主による差止請求（同 182 の 3）、反対株主による株式買取請求（同 182 の 4）、株式の併合の効力発生後の事後開示（同 182 の 6）の規定を設けている。しかし、裁判所の認可によって効力を生じ（201）、その遂行も監督する（68 I）更生計画にもとづく株式の併合については、事前開示および差止請求の必要性が乏しいことから、会社法 182 条の 2 および同 182 条の 3 の規定の適用を排除している（211 の 2）。

■663 頁 表題「4 更生会社による株式の取得に関する特例」を「5 更生会社による株式の取得に関する特例」に改め、その直前に、以下の項目を加える。

4 事業譲渡等に関する特例

平成 26 年会社法改正によって設けられた、詐害的事業譲渡が行われた場合の譲受会社に対する残存債権者の債務履行請求権の規定（会社 23 の 2）の適用が排除されるのは（213 の 2）、更生計画による事業譲渡については、これらの規定を適用する必要性が乏しいという理由による。詐害的営業譲渡に関する商法の規定（会社 24 I、商 18 の 2）の適用を排除するのも（213 の 2）、同様の理由による。

■同頁 表題「5 募集株式を引き受ける者の募集に関する特例」を「7 募集株式を引き受ける者の募集に関する特例」に改め、その直前に、以下の項目を加える。

6 株式等売渡請求にかかる売渡株式等の取得に関する特例

更生計画において更生会社の特別支配株主が株式等売渡請求にかかる売渡株式等の取得をすることを定めた場合には、会社法 179 条の 5、179 条の 7 および 179 条の 8 の規定の適用を排除すること、およびその理由については、すでに述べたとおりである。

■666 頁 16-21 行目「会社法 212 条は、……排除している。」を、以下のように修正する。

会社法 212 条は、不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任を、同 213 条は、出資した財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任を、同 213 の 2 は、出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任を、同 213 の 3 は、出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任をそれぞれ規定するが、更生計画において募集株式を引き受ける者の募集をすることを定める場合においては、これらの規定が前提と

する事態の発生を想定しがたく、また、取締役等の責任を問うべき理由も存在しないので、その適用を排除している（215VI）。

■669頁 3行目「…適用を排除する（216VI）。」の直後に、以下の記述を加える。

募集新株予約権の発行の際に払込みを仮装した新株予約権者等の責任を定める会社法286条の2第1号1号の規定の適用排除（216VI）も、同様の理由による。

■同頁 7行目「…問うべき理由がないからである。」の直後に、以下の記述を加える。

新株予約権にかかる払込み等を仮装した場合の取締役等の責任の規定（会社286の3）の適用を排除するのも、同様の理由による。

■675頁 19行目「…適用する余地がないためである²³⁶⁾。」の後に、以下の段落を加える。

平成26年会社法改正によって設けられた、詐害的会社分割が行われた場合の承継会社等に対する残存債権者の債務履行請求権の規定（会社759IV・761IV）の適用が排除されるのも（222II）、更生計画による更生会社が分割会社となる会社分割については、これらの規定を適用する必要性が乏しいという理由による。

■676頁 7-8行目「…適用する余地がないためである²³⁷⁾。」の後に、以下の段落を加える。

平成26年会社法改正によって設けられた、詐害的会社分割が行われた場合の承継会社等に対する残存債権者の債務履行請求権の規定（会社764IV・766IV）の適用が排除されるのも（223II）、更生計画による更生会社が分割会社となる会社分割については、これらの規定を適用する必要性が乏しいという理由による。

■以上, 2017年3月29日追加■